

## アンベドカルの原則

南アジアにおけるカースト差別に外国投資家が取り組むための雇用の原則および社会的排除に関するその他のイニシアチブ

この原則の署名者は、現行の国内反差別法や政策を踏まえ、国際的に認められた人権および雇用の権利の精神をもって、以下を行う：

1. 雇用政策に関するあらゆる文書に、カースト差別の容認不可能性とその撤廃に向けた決意への言及を含める。
2. アファーマティブ・アクション計画を策定して実施する。とりわけ地域の住民と比較してダリットの従業員が少ない場合には、全従業員に向けたカースト差別に関する研修をその計画に含めると共に、ダリット女性について具体的な言及を行う。
3. 企業とその納入業者が、債務労働、マニュアルスカベンジャー（素手による人糞の処理）、児童労働などを禁ずる国内法のすべてを遵守し、カースト間の関係がこうした形態の労働を合法化したり隠蔽するような役割を果たしていないか、特別の注意を払い、市民権法や残虐行為防止法など現行の反カースト法の実施に積極的に貢献するよう保障する。
4. 明確で客観的な規準をもった公正な採用、選考およびキャリア開発の手続きを使用し、これらの手続きをダリットおよびその他の市民社会の集団が自由にモニターできるよう保障する。
5. 雇用条件、賃金、手当あるいは雇用保障における何らかのカースト差別の検知と是正に関して、サプライ・チェーン（供給網）を含む本社および下請け企業の労働力に対して全責任を負う。
6. ダリット出身の従業員および採用内定者に向け、可能な場合はその他の従業員と一緒に、不可能な場合は別々の、包括的な研修の機会を発展させる。それには、英語力が不足している受講生には言語支援を含め、ダリット労働者が自らの潜在能力を開花することができるよう、可能ならばダリット従業員の数に目標数を設定して、
7. ビジネスニーズを満たし、多様な労働力の利益を最大限に伸ばし、方針とそのモニター機能と関連ある慣行が完遂されることを保障する目的で、十分に上級レベルにあるマネージャを指定して方針を実施をさせる。
8. 個々の企業のレベルで上記における効果と進歩を有効的にモニターして証明するメカニズムを作り、さらには、分野および国レベルでのモニター活動を協力して行う。その際、女性を含んだダリットの代表をこれらメカニズムに巻き込む。
9. これら原則の実施の進捗状況の報告を、できれば、企業の年次報告の適切なセクションに関連させて、毎年発表する。
10. この方針の分野全体を監督する任務を帯びた取締役を一人任命する。

## 社会的排除に反対する追加の原則

旧来よりの歴史的な差別を埋め合わせ、土地および資本の広範な所有権をさらに奨励し、技能開発の機会を広げるために、投資企業は、投資の前の社会／環境監査の一部にできる以下の補足原則の適用も考えるべきである。言及されている社会的に排除されたコミュニティには、ダリット、部族民、特定の分野の女性、そして宗教的マイノリティが含まれる。

- a) カーストの影響下にある国あるいは地域におけるコミュニティ開発プログラムやその他の慈善活動に対する企業の支援のすべては、ダリットの参加を含み、それによるあらゆる恩恵の少なくとも平等な受領を義務づけるよう保障する。
- b) 土地を借りたり購入する場合、その土地が不正流用されてこなかったことを、さもなくば社会的に排除されたコミュニティからとりあげたものではないことを確認する。
- c) 供給あるいはサービスの契約の一定部分を、社会的に排除されたコミュニティ出身の地元の企業と結ぶよう努力する。
- d) 地元地域の損害となるような自然資源（水、エネルギー、共有地など）の乱用を避ける。
- e) 事前のインフォームド・コンセントなしに住環境を乱したり、地元地域を生態的に鈍感な活動やあるいはやけくその乱暴な抗議に追い込むようなことは何も行わないよう目指す。
- f) 投資企業の所有権の一部を社会的に排除されたコミュニティが保有するよう積極的に奨励する。
- g) 銀行あるいは金融機関の場合、特にダリットの自助努力グループ(SHG)を支援するために、貸付の10パーセントは優先部門に行われるよう保障する。
- h) 初等、中等のすべてのレベルにおいて、また執行／管理レベルのポストを目指した研修において、社会的に排除されたコミュニティのための教育の取り組みを支援し、ダリットコミュニティへの英語教育を促進する。
- i) 内部告発者の保護システムを確保する。

＊ ＊ これら原則は草案の形でカトマンズで開かれた“カースト差別に関する国際協議”（2004年11月29日－12月1日）に提出された。国際ダリット連帯ネットワークは、2005年に様々な意見や修正の指摘を受けた。2005年10月、オランダのハーグにおける民間部門との会合で、より広い社会的・経済的権利にかんがみて、補足原則を含めることが合意された。